



高松市告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定により、高松市国分寺会館使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び高松市会計規則第44条第3項の規定により告示します。

令和8年 4月 6日

高松市長 大西 秀人

1 委託金の種類

高松市国分寺会館使用料

2 委託先

東京都港区芝三丁目23番1号

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

代表取締役 藤原 卓行

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日